

Ⅸ 農山漁村の活性化

1 農山村施策の総合的な展開

1 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの創出

◎農山村地域の所得向上と地域活性化

所得向上と雇用確保による元気で持続的な農山村を創造するため、地域活性化を目指すプランづくりから、新ビジネスの創出までを総合的に支援した。

元気な農山村創造プラン策定事業では、多様な人材が参画し、地域資源を生かしたプラン策定について、秋田市鶴養地域など4地域を支援した。

また、農山村発新ビジネス創出事業では、地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新たなビジネスの創出に必要な取組について、北秋田市阿仁根子地域など6地域で、加工所などの施設整備を支援した。

〈図〉地元産蕎麦を活用した料理(にかほ市横岡)



〈図〉地域特産物の加工所(北秋田市大阿仁)



2 半農半Xの推進

◎半農半Xの実証地域を拡大

農山村地域において、農業の労働力確保や関係人口の創出・拡大等による地域活性化を図るため、自身の仕事を継続しながら農林漁業に従事する半農半Xの実証調査を令和3年度より実施してきた。

令和7年度は、前年度から継続となる2地域（五城目町、東成瀬村）に、新たに北秋田市、横手市の2地域を加えた4地域で調査を実施し、県内外から27名が参加した。

〈図〉参加者によるねぎの収穫(北秋田市)



参加者は地域に1週間程度滞在し、農家の手伝い（収穫、出荷調製、農産物加工等）を行ったほか、本業のリモートワークや地域イベントへの参加を通じて半農半Xを体験した。

実証を行った令和3年度から7年度までに、首都圏在住者を中心に全9地域で延べ97名の参加者を受け入れた。

◎秋田版「半農半X」成果報告会を開催

これまでの事業成果を総括し、今後の取組の定着・拡大を図るため、県内市町村や半農半Xに興味がある個人・団体等を対象とした成果報告会を令和8年3月に開催した。

報告会では、実証内容や実績、事業を通じて得られた知見等を紹介したほか、中間支援組織、体験参加者、受入農家等によるトークセッションを実施し、多角的な視点から本取組の価値や今後の活性化の可能性について活発な意見交換が行われた。

〈図〉半農半Xの実施地域と実証年度

	R3	R4	R5	R6	R7
①八峰町	■				
②にかほ市		■			
③鹿角市			■		
④由利本荘市 (・にかほ市)			■		
⑤大仙市			■		
⑥五城目町 (・大湯村)				■	
⑦東成瀬村 (・湯沢市・横手市)				■	
⑧北秋田市					■
⑨横手市					■

〈図〉秋田版「半農半X」成果報告会の開催

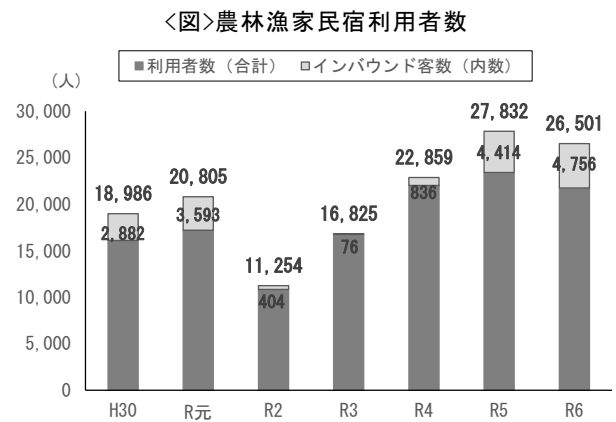


3 農泊の推進

◎農林漁家民宿利用者の推移

農林漁家民宿（以下、農家民宿）の利用者数は増加傾向で推移していたが、令和2年度にコロナ禍の影響で大きく減少した。その後、需要は回復傾向にあり、令和6年度の利用者数については過去最高を記録した令和5年度をわずかに下回ったものの、インバウンドによる外国人客数は引き続き伸長している。

なお、農家民宿と農家レストランの開業軒数は、令和6年度末時点で農家民宿が113軒、農家レストランが43軒となっている。



資料：県農山村振興課調べ

◎農泊の推進

農山漁村地域の活性化を図るため、地域資源を生かした農泊の取組を推進している。

令和7年度は、地域の関係者間の連携強化を図り、魅力的な農泊を継続的に提供できる体制の構築を目的とし、にかほ市においてモニターツアーを開催した。また、農泊ビジネスの起業支援として、新規開業希望者を対象とした研修のほか、既存事業者が有する「食」や「文化」に関する事業ノウハウを次世代へ承継するための研修会を開催した。

＜図＞事業ノウハウ承継に関する研修（体験提供）

＜図＞農泊広域連携モデル構築実証



＜図＞新規開業希望者向け研修



4 地域づくり活動の主体となる人材や組織の育成

◎農山漁村プロデューサー養成講座

令和4年度から農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」を開設し、農山漁村地域を支える人材や組織の育成を進めている。

入門編では、地域で活躍する人材の裾野拡大とネットワークづくりを進めているほか、実践編では、ビジネスモデルの構築や地域づくりの実践に関する講義等により、新たなプロジェクトの立案や人材育成を推進している。

令和7年度は、実践編において14のプロジェクトが磨き上げられ、地域活性化に向けた新たなビジネスへの取組につながった。

〈図〉農山漁村プロデューサー養成講座



5 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進

◎農村RMOの形成に向けた支援

令和7年度は3地域（藤里町「ふじさと粕毛地域活性化協議会」、三種町「下岩川地域づくり協議会」、にかほ市「麓のカラコ協議会」）で農村RMOの形成に向け、「農用地の保全」、「地域資源の活用」、「生活支援」の3分野に係る将来ビジョンに基づいた調査、計画作成、実証等の取組を行った。

〈図〉農山RMO形成に向けた取組例



注）農村型地域運営組織（農村RMO）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。

※RMOは Region Management Organization
の略

〈図〉生活支援のワークショップ（藤里町）



2 里地里山の保全管理と鳥獣害対策の推進

1 里地里山の保全

◎里地里山の保全活動への支援

農業・農村の有する多面的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、優れた景観に加えて、多様な地域資源を活用して農地や環境の保全活動、交流活動等に取り組んでいる地域を「守りたい秋田の里地里山50」として認定しており、認定地域は令和7年度末時点で計53地域となっている。

これまで、認定地域のうち22地域に対して農地の保全や交流活動等の取組を支援しており、令和7年度は2地域（横手市・真人山地域、五城目町・中村地域）において農産物の収穫体験等を通じた交流が行われた。

〈図〉五城目町「中村地域」里地里山コンサート



〈図〉里地里山をめぐるマップ



◎「守りたい秋田の里地里山50」推進事業

認定地域をはじめとする里地里山の保全・継承に向け、その役割や魅力を広くPRするプロモーション活動（各種ポスター等の掲示、認定地域の物産販売）、フォトコンテストを開催したほか、パンフレットや里地里山をめぐるマップを作成した。

◎鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農作物被害防止に向け、市町村が作成する被害防止計画に基づき、生息状況調査や追い上げ・捕獲、電気柵整備等の被害防止活動を支援した。

また、鳥獣被害防止対策を強化するため、地域ぐるみによる取組事例や電気柵の設置などについて学ぶ研修会を3回開催した。

〈図〉鳥獣被害防止対策研修会



2 多面的機能支払交付金における共同活動の取組

◎全市町村で「共同活動」を展開

農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、共同活動に取り組む組織に対し、農地維持支払交付金を交付している。

平成19～25年度までは農地・水保全管理支払交付金として、平成26年度からは多面的機能支払交付金として、共同活動を展開している。令和7年度は、939組織が取り組んでおり、取組面積は97,096haと、耕地面積の66%を占めている。

農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充、水質調査や景観作物の植栽など、幅広い活動が展開されている。

＜図＞農地維持活動(除草作業)



＜図＞農地維持活動(農道の維持作業)



◎14市町で「資源向上支払(長寿命化)」を展開

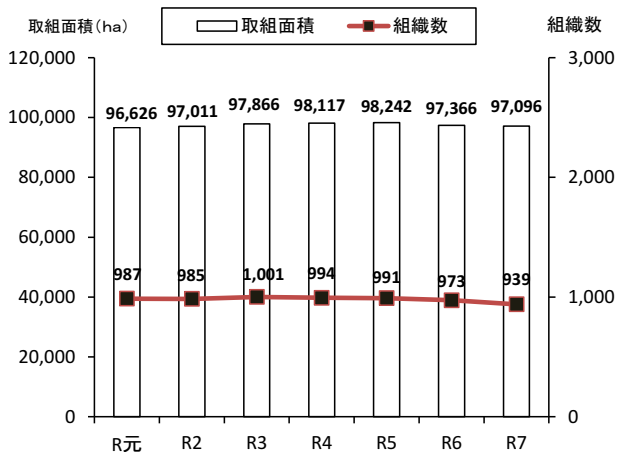
平成23年度からは、老朽化が進む農業用排水路や農道等の補修・更新等の長寿命化を図る活動に取り組む組織に対して、資源向上支払交付金を交付している。

令和7年度は、14市町で189組織が施設の長寿命化に取り組み、土地改良区等の維持管理費の低減が図られており、取組面積は約2万haとなっている。

＜図＞農村環境保全活動(景観作物の植栽)



＜図9-1＞多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数



注) R7は実績見込み

資料: 県農山村振興課調べ

3 中山間地域等直接支払交付金における農業生産活動の継続に向けた取組

◎22市町村で活動を展開

平成12年度から、農業生産条件が不利な中山間地域等において、営農活動の継続に取り組む組織に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付している。

令和7年度は、22市町村392協定で取組が行われており、取組面積は8,667haと、耕地面積の6%を占めている。

◎中山間地域の農業生産活動の維持等に向けた多様な取組を支援

交付金の活用により、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等のほか、農業機械の導入や地域の植栽活動等、幅広い共同活動が展開されており、中山間地域の農地・集落機能の維持や多面的機能の発揮が図られている。

また、ドローンによる営農の効率化等の先進的な活動に意欲的に取り組む協定に対しては、交付金が加算されている。

〈図〉ため池の草刈り作業



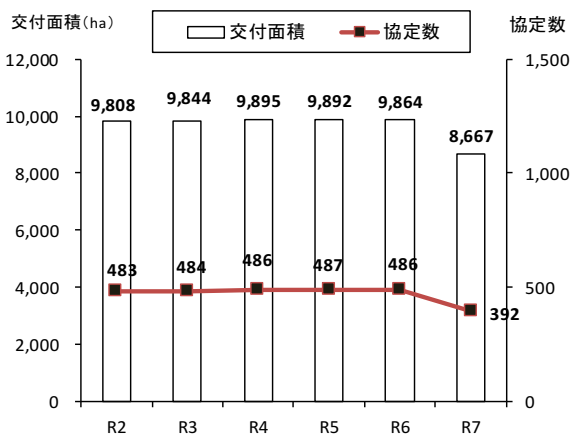
〈図〉電気柵の設置作業



〈図〉ドローンによる防除作業



〈図9-2〉中山間地域等直接支払交付金の交付面積及び協定数の推移



注) R7は実績見込み

資料: 県農山村振興課調べ

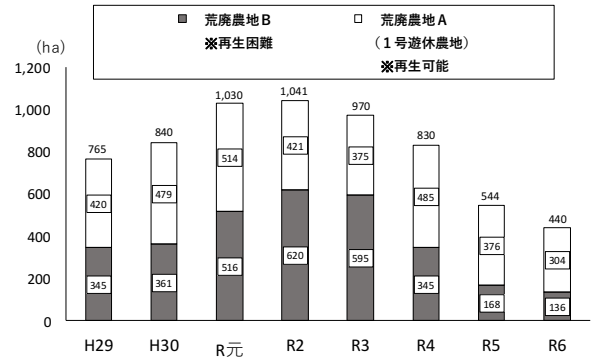
4 遊休農地の再生への取組

◎遊休農地再生への取組状況

荒廃農地・遊休農地は増加傾向にあり、令和6年度の荒廃農地面積は440haとなっている。県では、令和3年度に創設した遊休農地再生利用事業等で遊休農地の再生を支援しており、令和6年度は自己再生を含め68haの遊休農地が解消され、これまで再生した農地では、なたねやそば等が栽培されている。

また、令和5年度から、中山間地域等における農地の有効利用を促進するため、県内2地区（大館市、由利本荘市）で最適土地利用総合対策事業を実施し、省力化作物の栽培や計画的な植林など、粗放的な土地利用を実証するための取組を支援している。

＜図9-3＞荒廃農地・遊休農地面積の推移



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

注) 令和3年度から調査方法の変更により、荒廃農地の一部が山林原野扱いとなり、荒廃農地面積が減少。

＜表＞荒廃農地の再生実績(単位: ha)

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
解消面積	93	97	70	125	104	35	120	68

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

＜図＞遊休農地再生利用事業・着手前(秋田市)



＜図＞遊休農地再生利用事業・再生後耕起(秋田市)



3 安全・安心な地域づくりと施設の長寿命化の推進

1 防災重点農業用ため池等の防災・減災対策

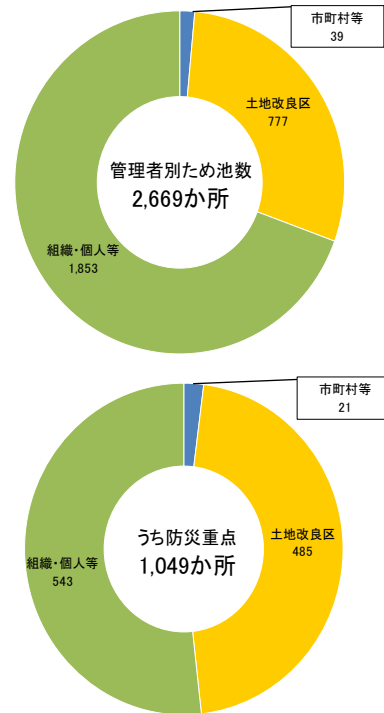
◎58か所で防災重点農業用ため池等を改修

近年、頻発化・激甚化する豪雨等により、ため池が決壊し、農地・農業用施設に被害が発生しているほか、人家・公共施設への被災が懸念されていることから、特に防災上重要な「防災重点農業用ため池」については、ハード・ソフト両面における防災減災対策が急務となっている。

県内の農業用ため池は、令和7年度時点で2,669か所で、うち1,049か所が防災重点農業用ため池に指定されている。

令和2年度に策定した防災工事等推進計画では、令和12年までの10年間で87か所の防災工事を実施する計画としており、地域住民の安全を守るため、令和7年度まで58か所（ため池廃止8か所を含む）の防災重点農業用ため池等において改修工事等を実施した。

＜図＞管理者別ため池数（令和7年度）



資料：県農地整備課調べ

2 森林の公益的機能の向上

◎保安林面積は全森林の55%

県内の保安林面積は、令和6年度時点で464,909haで、うち民有林が98,633ha、国有林が366,276haとなっており、森林総面積に占める割合は55%である。

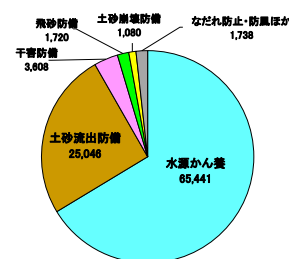
また、民有保安林の種類別面積では、河川上流部の森林等で、洪水・渇水の緩和や各種用水の確保を目的に指定される「水源かん養保安林」が65,441ha、集落上流の森林等で、表面浸食や崩壊による土砂流出の防止を目的に指定される「土砂流出防備保安林」が25,046haであり、この2種類で全体の92%を占めている。

＜表9-4＞保安林の所有区分別構成（R6）

区分	全体 [ha]	保安林	
		[ha]	割合[%]
民有林	447,914	98,633	22%
国有林	391,522	366,276	94%
合計	839,436	464,909	55%

資料：東北森林管理局、県森林環境保全課調べ

＜図9-5＞民有保安林の種類別構成（R6）（単位：ha）



資料：県森林環境保全課調べ

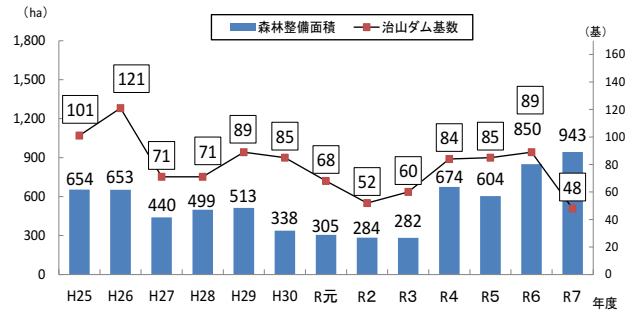
3 治山対策の推進

◎治山事業は98か所で整備

令和7年度は、鹿角市下夕沢地区をはじめとする98か所で治山施設（治山ダム48基等）を整備したほか、943haの森林整備を行い、水源かん養や土砂流出防止の機能向上を図った。

このうち、海岸部では飛砂、潮風、高潮等による被害を防止するため、能代市砂山ほか地区等15か所718haで、本数調整伐や改植等の海岸林整備を実施した。

＜図9-6＞治山事業の推移



資料：県森林環境保全課調べ

4 施設の長寿命化の推進

◎基幹的農業水利施設の保全管理

令和7年度末時点で県内の基幹的農業水利施設1,528か所のうち約5割が標準耐用年数を超過している。令和3年度に「第4期ストックマネジメント実施方針」を策定し、機能保全計画に基づいた施設の長寿命化対策を計画的に実施している。

令和7年度までに、212か所の基幹的農業水利施設の長寿命化対策に着手しており、令和7年度は新たに3か所着手した。

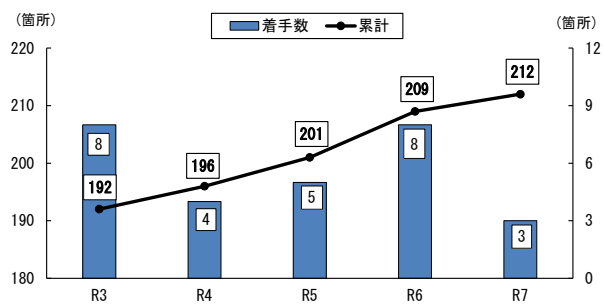
引き続き長寿命化対策を計画的に実施するとともに、施設管理者の減少や高齢化に対応するため、維持管理の省力化・合理化など戦略的な保全管理を推進することとしている。

＜表＞機能保全計画の策定状況

実施方針期別	期間	対象施設
第1期	H18～H22	59箇所
第2期	H23～H27	93箇所
第3期	H28～R2	42箇所
第4期	R3～R7	36箇所
合計		230箇所

資料：県農地整備課調べ

＜図9-7＞長寿命化対策の実施状況



資料：県農地整備課調べ

◎治山施設の長寿命化対策

令和2年度に治山施設の個別施設計画を策定し、点検・診断を定期的を実施しており、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの対策を適切な時期に実施することとしている。令和7年度は羽後町下繋沢地区等4か所で治山施設の長寿命化対策を実施した（治山事業の内数）。

＜図＞長寿命化対策（鋼製護岸工の更新）

<p>既設</p> <p>エキスパンドメタルの腐食貫通に伴う中詰材の流出により、護岸機能の欠損および構造物全体の安定性が著しく低下。</p>	<p>更新</p> <p>鋼製護岸工の更新により、設計上の構造耐力を復元。護岸機能の正常化を図り、長期的な安定性を確保。</p>
	